

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」説明会（事業者向け）開催要項

1 目的

令和4年10月に制定した「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」（以下「条例」という。）では、障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、令和5年4月1日から事業者による合理的配慮の提供を義務化するとともに、あっせんの申立て等の紛争解決の仕組みを整備することとしています。本説明会は、条例の円滑な施行が図られるよう、条例の趣旨について事業者の皆様の理解を深めていただくことを目的として開催します。

2 開催日時及び開催方法

【日時】① 令和5年1月27日（金）10:00～10:45

② 令和5年2月 1日（水）14:00～14:45

③ 令和5年2月 7日（火）10:00～10:45

※ 3回とも同じ内容です。

【方法】オンラインによるライブ配信形式で実施（Cisco Webex Meetings）

3 対象者

条例が対象とする「事業者」

（県内で商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者）

4 内容

条例の説明（事業者向け）及び 質疑応答

※ 本条例において事業者に禁止している障害者差別は、障害者に対し、財・サービスや各種機会を提供する際の差別であり、雇用関係における差別禁止は、障害者雇用促進法で規定されているため、本条例の適用外となることにご留意ください。




5 定員

各回200名（先着順）

6 申込み方法等

(1) 申込み方法

やまぐち電子申請サービスのページ（下記URL）又はQRコードから申込みフォームにアクセスし、必要事項を入力してください。

	開催日	申込みURL／QRコード	申込締切
①	1月27日（金）	https://shinsei.pref.yamaguchi.lg.jp/Devo1YL1 	1月24日（火）
②	2月1日（水）	https://shinsei.pref.yamaguchi.lg.jp/t06KLzDP 	1月27日（金）
③	2月7日（火）	https://shinsei.pref.yamaguchi.lg.jp/RJX5u1SL 	2月2日（木）

(2) 資料等

受付完了メールとは別に、説明会各回の前日までに以下をメールでお知らせします。

- ・当日の配信URL、視聴方法
- ・説明資料掲載先アドレス（各自でダウンロードをお願いします）

7 問い合わせ先

山口県 障害者支援課 在宅福祉推進班

TEL：083-933-2764 FAX：083-933-2779 メール：a14100@pref.yamaguchi.lg.jp